

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和5年10月23日(2023.10.23)

【公開番号】特開2023-40463(P2023-40463A)

【公開日】令和5年3月23日(2023.3.23)

【年通号数】公開公報(特許)2023-054

【出願番号】特願2021-147436(P2021-147436)

【国際特許分類】

A01K 87/08(2006.01)

10

A01K 87/06(2006.01)

【F I】

A 0 1 K 8 7 / 0 8                  B

A 0 1 K 8 7 / 0 6                  B

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月12日(2023.10.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

本発明の一実施形態に係る釣竿用ハンドル部材20によれば、ハンドル部材を構成するリールシート本体とグリップをそれぞれ所望の形状に形成しながら、リールシート本体を把持する際の把持性を大幅に向上させることが可能となる。このようにして、把持部を把持した際に指先が触れる部分を直線又は直線に近い曲面で構成された面を配置することで、把持部の軸長を回転中心とした回り方向に対して回り止めの機能を果たすため、把持性を大幅に向上させることに繋がることが判った。ここで、釣竿を把持する際、釣竿の把持部を釣り人が握ることとなる場合、想定される把持部外径(例えば、20~27mmであるがこれに限られない)と釣り人の指の幅(10~19mm)を考慮すると、指が果たす回り止め効果が発揮されるのに必要な割合を考えると把持部21の上半部の、周方向の角度でみて少なくとも10°分以上となると良好であることが判った。また、把持部の指が当たる中央の部分(把持部の軸方向でみて指が当たる中央の部分で、例えば、膨出部12bの前方30mmから後方80mmの部分)であれば、30°分以上であるとさらに良好となることが判っている。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0046】

まず、図5(a)は、釣竿用ハンドル部材20の把持部21の断面図の一例を示し、図5(b)は、その拡大図を示す。図示のように、本発明の一実施形態に係る釣竿用ハンドル部材20において、把持部21の上半部の少なくとも10°分(周方向の角度)を占める第1の部分23(図5(a)に示す例では、一対(2つ)の当該第1の部分23が形成されている)は、平面(図5(a)の例では、当該第1の部分23は平面)又は該リールシート本体の周方向でみて曲率半径がその他の第2の部分24よりも大きい曲面であるように構成される。なお、本発明の一実施形態に係る釣竿用ハンドル部材20における第1の部分が占める(その断面の)周方向の角度(上半部に占める角度分)は、把持部21

50

の軸方向における位置によらず同じでもよいし、当該位置に応じて異なるようにしてもよい。上述の通り、釣竿を把持する際、釣竿のグリップを釣り人が握ることとなる場合、想定されるグリップ外径（例えば、20～27mmであるがこれに限られない）と釣り人の指の幅（10～19mm）を考慮すると、指が果たす回り止め効果が発揮されるのに必要な割合を考えると把持部21の上半部の、周方向の角度でみて少なくとも10°分以上となるようにし、把持部の指が当たる中央の部分（把持部の軸方向でみて指が当たる中央の部分で、例えば、膨出部12bの前方30mmから後方80mmの部分）は30°分以上とすることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

10

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

本発明の一実施形態に係る釣竿用ハンドル部材20において、当該釣竿用ハンドル部材は中空に形成されるが、釣竿用竿体3の端部13を、該リールシート本体12の一方の端部15であって、該グリップ4とは反対側の端部15に取付ける領域に周方向リブを備えるようにしてもよい。このようにして、釣竿に与える感度に影響させることなく大幅に重量を低減すると共に、周方向の剛性（つぶれ剛性）を高めることができる。

20

30

40

50